

「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う条例改正等に関するパブリックコメント（意見募集）の結果について

1 件名

「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う条例改正等に関するパブリックコメント（意見募集）について

2 内容

「個人情報の保護に関する法律」の改正に対応するため、「(仮称) 武蔵野市個人情報の保護に関する法律施行条例」を新たに制定し、合わせて関連する条例の整備を行うにあたり、市民等の意見を聴くため、パブリックコメント（意見募集）を実施した。

3 募集概要

- (1) 募集期間 令和4年9月1日（木）から9月22日（木）まで
- (2) 提出方法 郵送、ファクス、電子メールまたは直接持参

4 実施結果

2人から計5件の意見提出

5 意見内容と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	別紙含め記載内容に対して特に反対の意見はありません。個人情報の取扱いについて、一層の配慮・注意をお願いいたします。またこの件とは直接関係ないかもしれませんが、私の関知しない販売業者・政治団体・自衛隊などが住民基本台帳記載の個人情報を閲覧しDMを送ってくるのが苦痛なので、住民基本台帳法第十一条の二については廃止するよう武蔵野市から国に働きかけていただきたいと思っています。こちらの個人情報も保護してほしいです。	住民基本台帳の閲覧に関しては、平成18年の住民基本台帳法の改正により、これまでの「何人も閲覧請求できる」という規定から、以下の3要件のいずれかに該当する個人又は法人に限り、閲覧請求ができることになっております。①調査研究のうち、公益性が高いと認められるものを行うため②公共的団体が住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものを行うため③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟等特別の事情によるもので市町村長が定めるものを行うため。これに加えて、閲覧請求を行う際の手続も従来の手続に比べ、より多くの事項を詳細に明らかにする必要性が生じた他、偽りその他の不正な手段による閲覧に対する罰則の強化など、個人情報の保護に十分留意した制度として運用しております。 なお、年1回前年度の住民基本台帳の閲覧状況を公表しています。令和3年度分につきましては、令和4年6月1日号の市報に掲載しております。
2	個人情報の開示請求があった場合、開示される人が開示されたこと知ることはできるのでしょうか。	開示請求では、本人以外の個人情報については、原則として開示いたしません。例外的に開示請求者以外の方の情報の開示を検討する場合で、

		<p>開示請求者が慣行として知ることができる情報ではない場合は、決定に先立ち、本人に開示請求がなされた事実等を通知し、意見書の提出を求めることがあります。</p>
3	<p>コロナ禍で武蔵野市は保健所がないために罹患者を能動的に知ることができませんでした。東京都への働きかけで情報を得られるようになったのはよかったと思います。一方、目線を地域におとすと、避難行動要支援者のうち避難支援等関係者へ提供することに同意されない方はどうなるのでしょうか。</p>	<p>市独自に本人同意により作成している災害時要援護者名簿とは異なり、避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法に基づき作成しておかなければならないとされています。災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者による避難支援等関係者への提供の同意にかかわらず、関係者に提供できるものとなります。</p>
4	<p>要配慮個人情報についてはこれからは無条件に集められるということでしょうか。情報が漏れたらかなり危険じゃないでしょうか。</p>	<p>改正された個人情報保護法の施行後は、現在の武蔵野市個人情報保護条例による要配慮個人情報の取得の制限はなくなりますが、個人情報保護法に定める個人情報の安全管理措置を徹底するとともに、要配慮個人情報という特性を考慮し、新規取得の場合の内部手続きを定める等、適正な取得に努めてまいります。</p>
5	<p>個人情報の収集が本人以外からとなった場合、本人は収集されたこと、どの個人情報ファイルに入っているかを知ることができますのでしょうか。</p>	<p>本人以外から個人情報を収集したとしても、本人に情報を収集した旨の通知はいたしませんので、個人情報が収集されたことや、その情報がどの個人情報ファイルに入っているかを知ることができません。</p> <p>なお、個人情報ファイルに自分の情報があるかどうかは、その個人情報ファイルを対象に、保有個人情報の開示請求をすることで知ることができます。</p> <p>また、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報については、本人のマイナポータルから、行政機関間でやりとりされた履歴を確認することができます。</p>